

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

第13条及び第14条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市条例第 2 1 号

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア (7) 中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下 (7) において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(i) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた

日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときを「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたこ

とがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条

例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第22号

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第6条の2 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、給与の支払をする際、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与から控除することができる。

(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく群馬県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金及び貸付けに係る償還金

(2) 前号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第23号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6許可申請等手数料の部の表29の項中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改め、同表41の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表42の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第6の1の項中「長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「若しくは同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を、「第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画」の次に「若しくは長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項の表中「増改築基準」を「新築基準以外」に改め、同表注1中「基準とは」を「新築基準とは」に、「基準を」を「新築基準を」に改め、同表注に次のように加える。

4 新築基準以外とは、増築、改築又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。

別表第6の2の項の表中「増改築基準」を「新築基準以外」に改め、同表注1中「基準とは」を「新築基準とは」に、「基準を」を「新築基準を」に改め、同表注2中「仕様等」を「使用等」に改め、同表注に次のように加える。

3 新築基準以外とは、増築、改築又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。

別表第6に次のように加える。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項に規定する容積率の特例の許可を申請する者は、160,000円の手数料を納付しなければ

ならない。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

伊勢崎市史編さん委員会条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 伊勢崎市史（以下「市史」という。）の編さんを円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊勢崎市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市史の編さんに関する基本方針及び基本計画の策定その他市史の編さんに関し必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育、文化、産業等の関係機関又は関係団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職により委員となった者がその職を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長には教育委員会教育長(以下「教育長」という。)を、副委員長には教育長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市史の編さんに関する事務を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

図書館協議会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円

を

「

図書館協議会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
市史編さん委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円

に

改める。

伊勢崎市障害者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市障害者センター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市障害者センター条例(平成28年伊勢崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表和室の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例

伊勢崎市道路構造条例（平成24年伊勢崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第33条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動運行補助施設

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年伊勢崎市条例第20号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第27号

伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢崎市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢崎市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	19円
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		27円
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		41円
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		55円
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		82円
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		110円

		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円
		外径が1メートル以上のもの		550円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			560円
	その他のもの			910円

を

「

」

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未 満のもの		長さ1メー トルにつき 1年	19円
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の			27円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の			41円
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の			55円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			82円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			110円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			190円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			270円
	外径が1メートル以上のも の			550円
法第32条 第1項第3	自 動	法第2条 第2項第	地下に設け るもの	3円

号に掲げる 施設	運 行 補 助 施 設	5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	その他のもの		9円
			道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき 1年
		その他の もの	上空に設け るもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	460円
			地下に設け るもの		270円
		その他のもの			910円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					910円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの		Aに0.0 05を乗じ て得た額	
		階数が2の もの		Aに0.0 08を乗じ て得た額	
		階数が3以		Aに0.0	

に

	上のもの	1 を乗じて 得た額
	上空に設ける通路	9 3 0 円
	地下に設ける通路	5 6 0 円
	その他のもの	9 1 0 円

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市下水路条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 8 号

伊勢崎市都市下水路条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市下水路条例（令和元年伊勢崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1 年に 1 回以上行うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市条例第 29 号

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 1 号カ中「エ及びオ」を「オ及びカ」に、「同居しようとする親族」を「同居親族等」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、同号ウ中「同居親族」を「同居親族等（特優賃住宅法第 3 条第 4 号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として規則で定めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特優賃住宅法施行規則」という。）第 7 条第 1 号」を「特優賃住宅法施行規則第 7 条第 2 号」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特優賃住宅法施行規則」という。）第 7 条第 1 号に規定する者

第 46 条第 3 号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 49 条中「同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第 54 条第 2 項中「選定する」との次に「、第 12 条中「親族」とあるのは「同居親族等」と」を加える。

第 66 条中「第 64 条」との次に「、第 12 条中「親族」とあるのは「同居親族等」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第30号

伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市公園条例（平成17年伊勢崎市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢崎市赤堀せせらぎ公園の部研修棟の項を削る。

別表第3の4の部研修棟の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。